

岩手の産業保健情報誌

パートナーズ



秋の大峠ダムと山田線〔川井村〕

記事

- 平成16年度における岩手の労働衛生
- 「ビデオ・図書・機器」の相互利用(試行)のお知らせ
- 平成16年度産業保健調査研究結果報告
- 健康管理講座 ― 人間関係・コミュニケーションについて ―
- 労働衛生関係法令 ― 労働衛生管理体制 ―

vol. **28**
2005.10



独立行政法人労働者健康福祉機構
岩手産業保健推進センター

目次

[平成16年度における岩手の労働衛生]岩手労働局(抜粋)

定期健康診断有所見率の推移(全産業) 1

特殊健康診断有所見率の推移(全産業) 3

業務上疾病の分類別発生状況の推移(全産業) 4

● 7道県推進センター
「ビデオ・図書・機器」の相互利用(試行)のお知らせ … 5

● 平成16年度産業保健調査研究結果報告
長距離運送業務者の睡眠障害実態調査
— 交通労働災害予防に向けて — 6

● 健康管理講座
職場のメンタルヘルス:人間関係・コミュニケーションについて その3
カウンセリング担当相談員 今松明子 …… 8

● 労働衛生関係法令第3回
「労働安全衛生法における労働衛生管理体制」
労働衛生関係法令担当相談員 関向和明 …… 10

「過重労働・メンタルヘルス対策及び健康情報保護に
関する研修会」のご案内 12

「精神科医等のための産業保健研修会」のご案内 13

地域産業保健センターを活用しましょう



■ 表紙の写真…秋の大峠ダム(川井村)

県内でも有数の美しい閉伊川が流れる川井村は、四季折々の自然の美しさを楽しむことができます。特に紅葉のシーズンは国道106号線沿いを取り囲む山々が赤く染まり、道行くドライバー達やJR山田線の車窓から見える大峠ダム周辺の色付きは、多くの人たちの目を楽しませる。

新着ビデオ・図書のご案内

▶ ビデオ

4 作業環境管理関係

番号	タイトル	内容	時間
4-21	見えない侵入者への危険予知 ～アスベスト・粉じん対策～	1. インタビューで綴るアスベスト(石綿)の恐怖 2. 胸膜肥厚斑・石綿肺・悪性中皮腫など、アスベストにより発症する健康障害 3. アスベスト除去作業のあるべき姿とそのポイント 4. 粉じん作業から身を守る方法は？ ～専門医が解説する粉じん対策3つの基本ルール～	24分
4-22	石綿(アスベスト)含有建築物の解体・改修工事 ～レベル3 実作業篇～	石綿含有建築物における使用状況 *どんな建材に含まれているのか？ 石綿(レベル3)の除去作業 *石綿を飛散させない作業上の工夫とは？ *どんな作業衣が適しているのか？ *どんなマスクを使うのか？ *マスクの正しい装着の仕方は？	13分

▶ 図書

1 全般

番号	タイトル	内容
1-143	産業保健ハンドブック② 嘱託産業医のためのQ&A	本書は実際に産業医として現場で遭遇するであろうシチュエーションに即した記述スタイルをとり、実際の活動に役立つ一例やヒントを盛り込んでいます。また、本書は嘱託産業医向けに編んだものですが、企業の専属産業医にも参考にしていただける本です。
1-144	産業医の職務 — 産業医活動のためのガイドライン —	近年、産業医の職務はより多面的・複雑化しています。これらの職務を明確化することを目的として整理し「産業医活動のためのガイドライン」を提示しました。本書はガイドラインの説明の他に産業医の職務内容を総括管理・健康管理・作業管理・作業環境管理・労働衛生教育に分けて詳しく説明しています。

4 健康管理関係

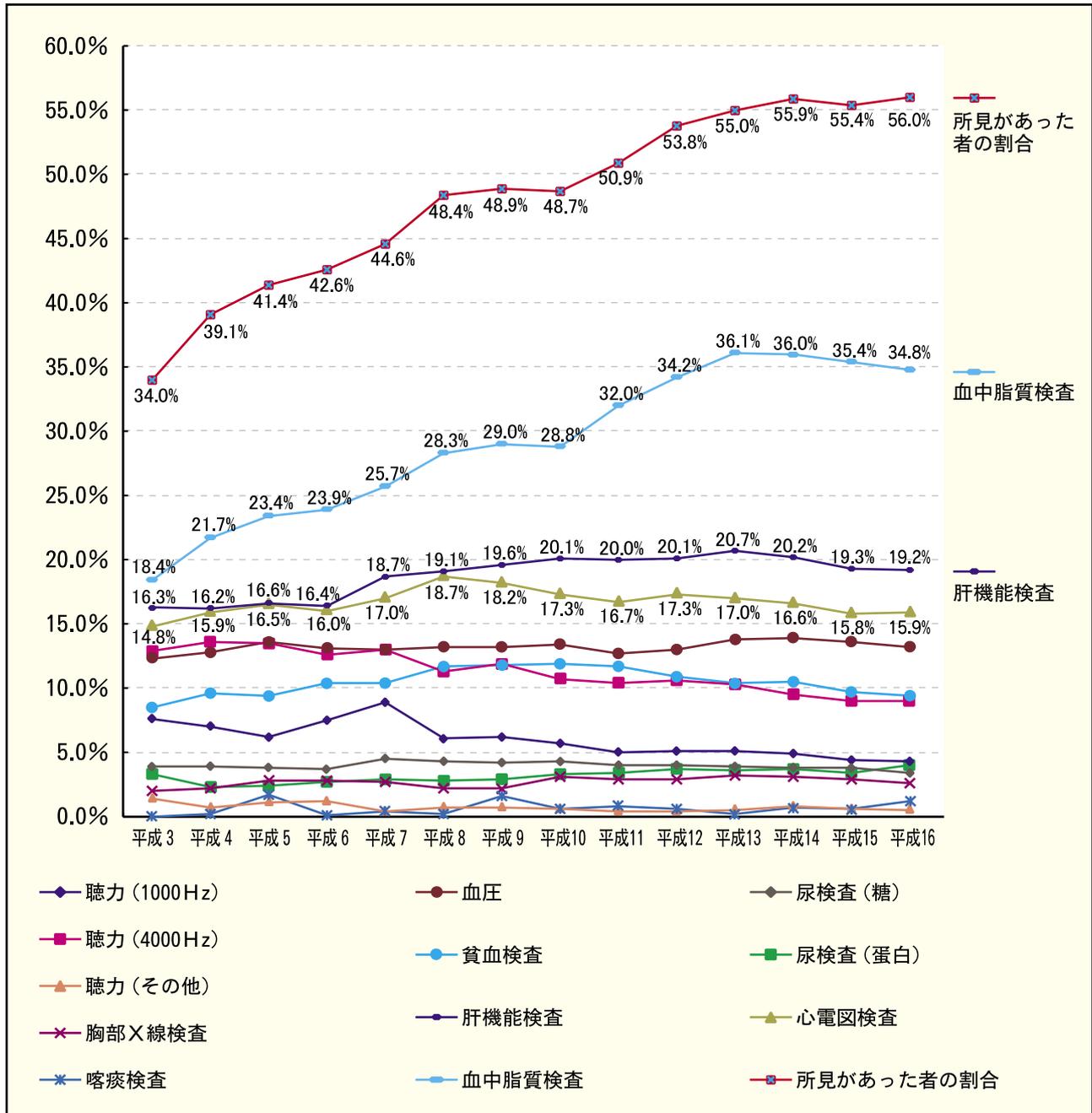
4-85	建築物の解体等工事における石綿粉じんへのばく露防止マニュアル	石綿障害予防規則が平成17年7月1日に施行されたことに伴い、規則に対応して本書を作成いたしました。同規則に則て建築物の解体等の作業を行う事業者が、実際に工事を行う際に工事を行う際の具体的な石綿粉じんへのばく露防止措置を、作業の進行に沿って図や写真で示すことにより、実務により役立つよう工夫いたしました。
4-86	改訂版 石綿関連疾患～予防・診断・労災補償～	石綿関連疾患と労災補償制度の内容等について、具体的に分かりやすく解説し、その予防対策について新たな石綿障害予防規則に沿って、記述し改訂いたしました。

5 作業環境管理関係

5-86	既存建築物における石綿使用の事前診断監理指針	本指針は、既存建築物及び付帯設備などに使用されている石綿の事前診断及び石綿粉じんの飛散防止に関する基本的事項を示し、適切な石綿粉じんの飛散防止処置に資することを目的として刊行されたものである。これを活用することによって、事前診断の目的、診断者の安全、石綿の有無の判定、採取箇所への補修などに対し適切な対応が可能となります。
------	------------------------	---

平成16年度における岩手の労働衛生（抜粋）

定期健康診断有所見率の推移（全産業）

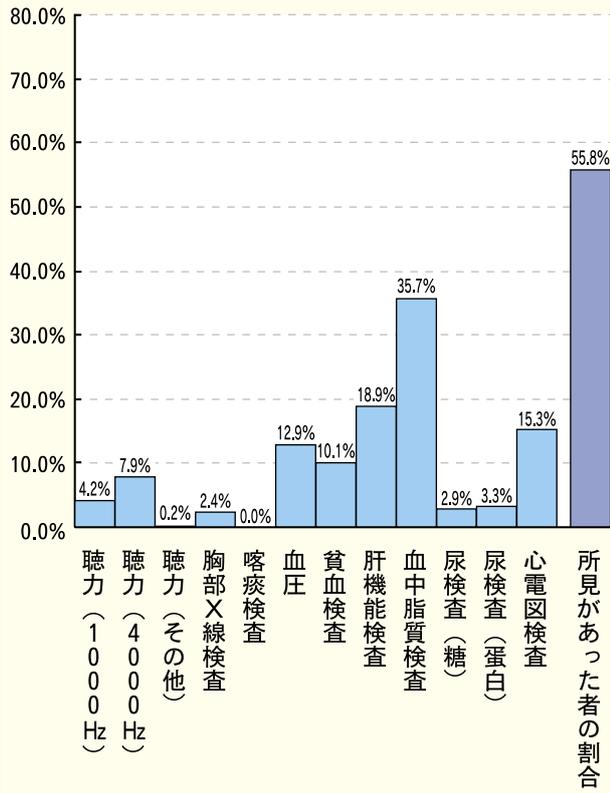


（注）労働者数50人以上の規模の事業場が提出する定期健康診断結果報告書による。
 なお、「所見があった者の割合」は、健診項目のいずれかの健診項目で有所見とされたもので実人数の割合である。

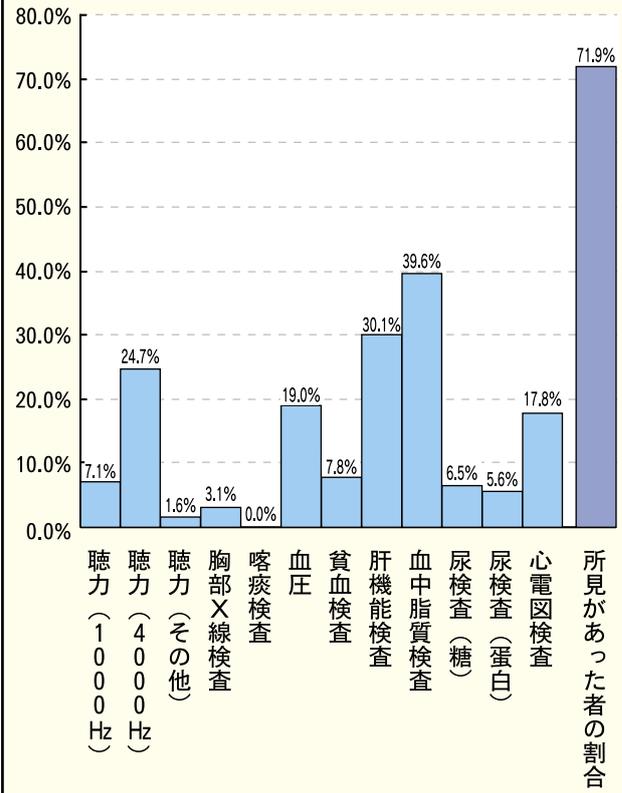
定期健康診断の結果、何らかの項目に所見を有する人は、全国・岩手県ともに年々増加している。平成16年は56.0%（全国47.5%）となっており、半数以上の人何らかの所見がある。このうち、血中脂質・肝機能検査等、いわゆる生活習慣病に関わる項目の有所見率が高い。

業種別の有所見率は、建設業において71.9%、運輸業では58.5%、製造業では54.9%となっている。

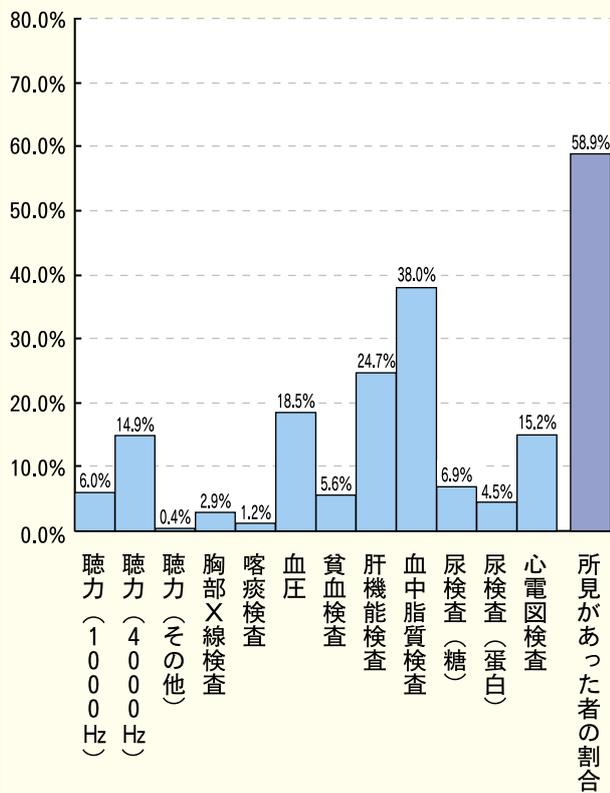
定期健康診断有所見率(製造業)



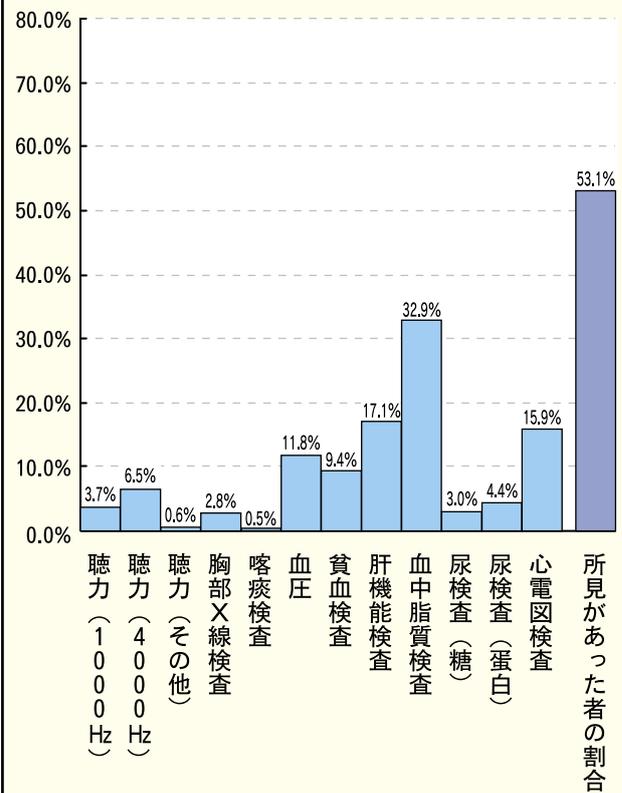
定期健康診断有所見率(建設業)



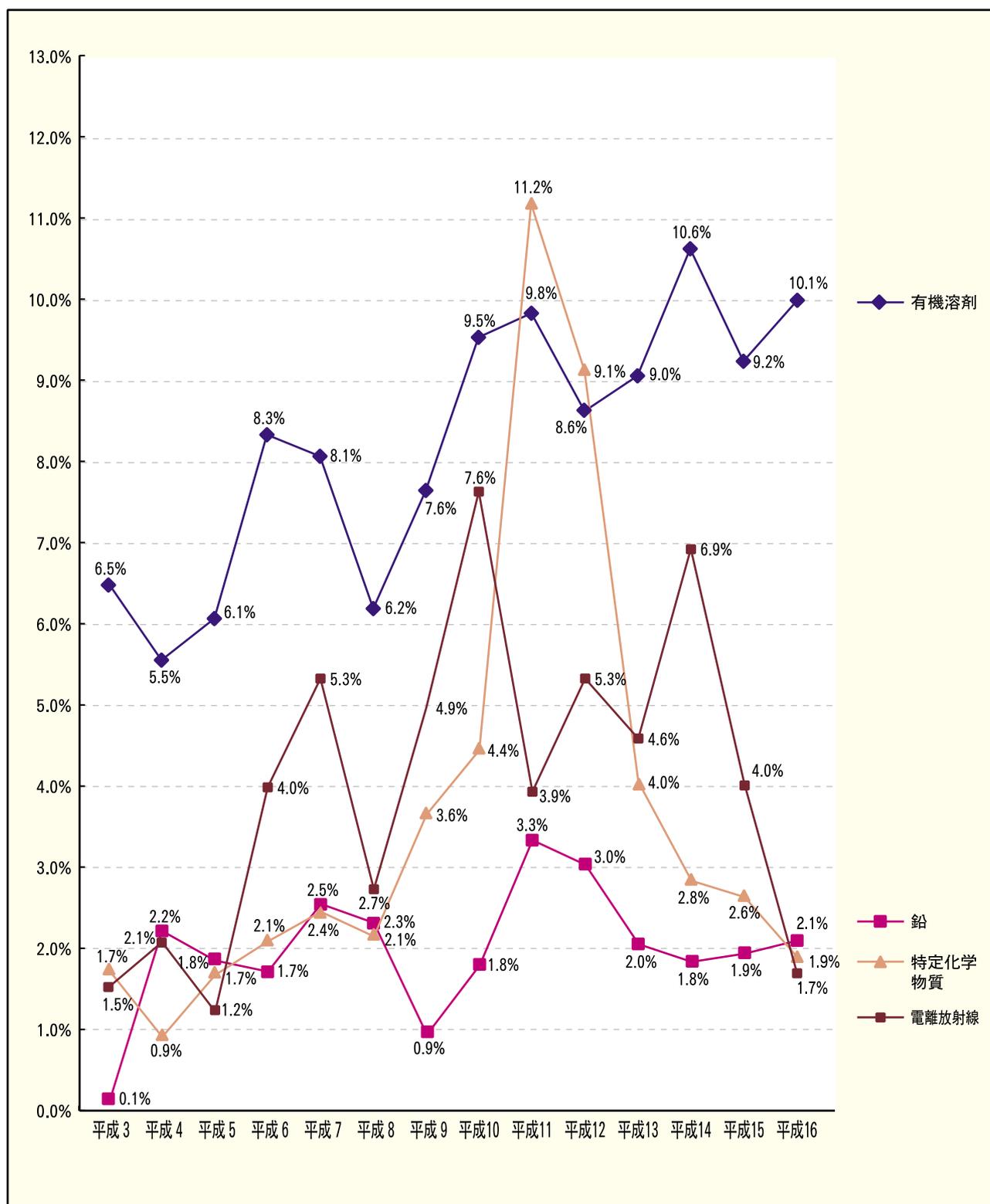
定期健康診断有所見率(運輸業)



定期健康診断有所見率(第3次産業)

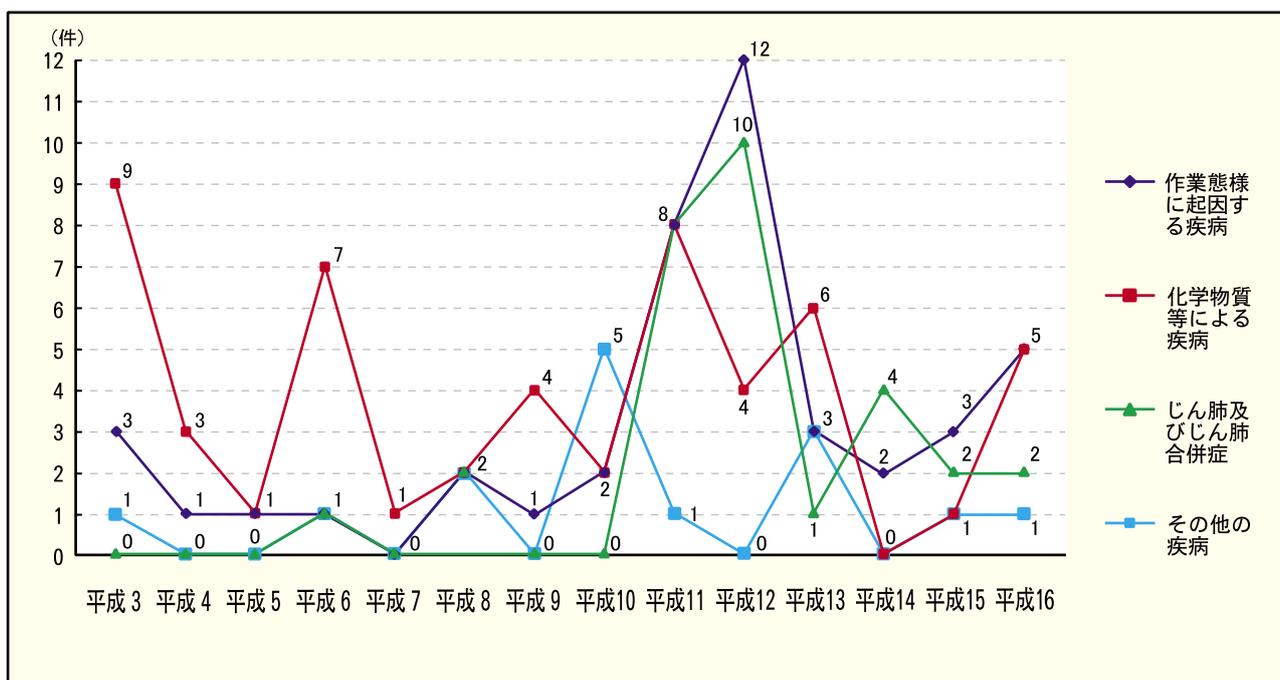
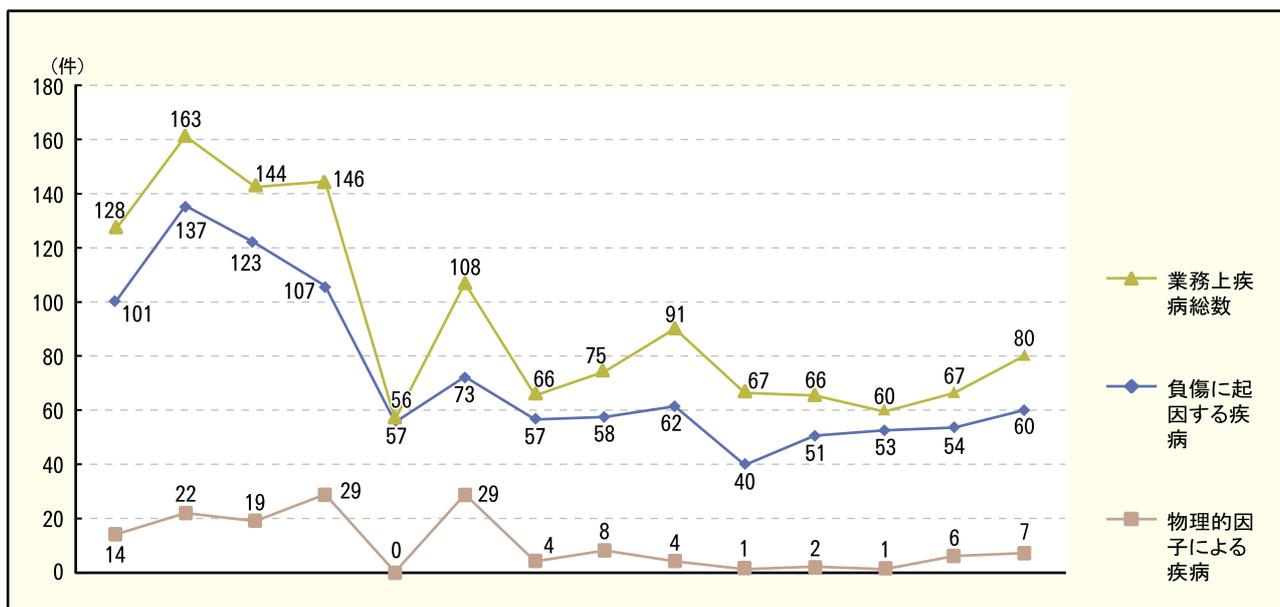


特殊健康診断有所見率の推移（全産業）



特殊健康診断においては、特定化学物質取扱者の有所見率が平成11年をピークに減少している。平成16年では、有機溶剤取扱者の有所見率が10.1パーセントで高い。

業務上疾病の分類別発生状況の推移（全産業）



(注) 負傷に起因する疾病 ……負傷による腰痛等
 作業態様に起因する疾病 ……振動障害・頸肩腕症候群・負傷によらない業務上の腰痛等
 物理的因子による疾病 ……紫外線赤外線・潜水病・熱射病・凍傷等

業務上疾病は、ここ数年は横ばいの状態にある。中でも負傷に起因する疾病が多く、とりわけ負傷による腰痛が最も多い。

「ビデオ・図書・機器」の相互利用（試行）のお知らせ

他県センターのビデオ等をご利用できるようになりました。

本制度は、北海道・東北ブロック各産業保健推進センターが所有する「ビデオ・図書・機器」を、県（道）を越え貸出しするもので、利用者は7センターが所有する「ビデオ・図書・機器」を利用することができます。希望する「ビデオ・図書・機器」の有無は、センターごとに「ビデオ・図書・機器」リストを各センターのホームページに載せてございますので、リンクを活用しながら各センターの「ビデオ・図書・機器」リストを検索しご確認ください。

ご希望のものがあれば各センターの定める「利用方法」に従ってのご利用となりますが、申し込みは、物件所有センターあるいは利用者住所地センターのいずれでもお受けいたします。

なお、「貸出中」の場合等、ご希望に添えない場合もありますことを念のため申し添えます。

北海道・東北ブロック各産業保健推進センターの連絡先及びホームページ

北海道	住 所	〒060-0807 北海道札幌市北区北7条西1丁目2番6号 NSS・ニューステージ札幌11F
	ホームページ	http://www1.biz.biglobe.ne.jp/~sanpo01/
	電話・FAX	TEL 011-726-7701 FAX 011-726-7702
青 森	住 所	〒030-0862 青森県青森市古川2丁目20番3号 朝日生命青森ビル8F
	ホームページ	http://www1.biz.biglobe.ne.jp/~sanpo02/
	電話・FAX	TEL 017-731-3661 FAX 017-731-3660
秋 田	住 所	〒010-0001 秋田県秋田市中通2丁目3番8号 アトリオンビル8F
	ホームページ	http://www.akitanpo.jp/
	電話・FAX	TEL 018-884-7771 FAX 018-884-7781
岩 手	住 所	〒020-0045 岩手県盛岡市盛岡駅西通2丁目9番1号 マリオス12F
	ホームページ	http://www.sanpo03.jp/
	電話・FAX	TEL 019-621-5366 FAX 019-621-5367
宮 城	住 所	〒980-6012 宮城県仙台市青葉区中央4丁目6番1号 住友生命仙台中央ビル12F
	ホームページ	http://www1.biz.biglobe.ne.jp/~sanpo04/
	電話・FAX	TEL 022-267-4229 FAX 022-267-4283
山 形	住 所	〒990-0031 山形県山形市十日町1丁目3番29号 山形殖銀日生ビル6F
	ホームページ	http://www1.biz.biglobe.ne.jp/~sanpo06/
	電話・FAX	TEL 023-624-5188 FAX 023-624-5250
福 島	住 所	〒960-8031 福島県福島市栄町6番6号 ユニックスビル9F
	ホームページ	http://www1.biz.biglobe.ne.jp/~sanpo07/
	電話・FAX	TEL 024-526-0526 FAX 024-526-0528

長距離運送業務者の睡眠障害実態調査

—交通労働災害予防に向けて—

研究代表者	岩手産業保健推進センター所長	石川 育成
主任研究者	岩手医科大学神経精神科学講座助教授	鈴木 満 (相談員)
共同研究者	岩手医科大学衛生学公衆衛生学講座講師	小野田敏行 (相談員)
	関東自動車工業岩手健康管理センター所長	中屋 重直 (相談員)
	岩手大学保健管理センター所長	立身 政信 (相談員)
	岩手医科大学神経精神科学講座大学院生	金沢ひづる

I. 背景と目的

睡眠障害に起因する労働災害の重要性については各方面から指摘されて久しいが、わが国の勤労者の睡眠障害の実態はまだまだ十分に把握されていない。われわれが昨年度施行した3事業場約2,000名の勤労者を対象とした調査では、約15%に睡眠障害を認め、過重労働が睡眠障害の増悪因子であることを示唆する結果が得られた。一方、当初予定したシフト勤務者の睡眠調査については、その勤務体制が事業場によって大きく異なるため、信頼に足るデータを集めることができなかった。一口にシフト勤務者と言っても、夜間勤務の有無、連続勤務時間、交代するまでの期間によって負担度が大きく異なるからである。

そこで、本年度の調査対象として、夜間長時間勤務の代表格である長距離陸路運送業務者を選び、過重労働因子と精神健康度および睡眠障害の関係について調べた。東北と関東とを結ぶ陸路運送は、物流業界の基幹をなす事業といえることができるが、運転中の眠気は人身事故に直結するものであり、その現状把握と予防医学的介入は大きな課題と言える。なお、過重労働の評価法の一つとして、平成16年6月に厚生労働省が作成した「労働者の疲労蓄積度自己診断チェックリスト」も取り入れた。

II. 研究対象および方法

東北地区中規模都市で長距離陸路運送業に携わる勤労者を対象として、2004年10月に無記名自記法による質

問紙調査を施行した。対象者数は2,054名であった。調査に用いた質問紙の内容は、以下の通り設問 A、B、C、D、E、F から構成された。

A) 属性、生活習慣など

- ①性別 ②年齢 ③配偶関係 ④生活形態 ⑤経験年数
- ⑥宿舎での仮眠 ⑦車内での仮眠 ⑧勤務の規則性
- ⑨勤務時間帯 ⑩休日 ⑪勤務時間 ⑫超勤時間
- ⑬運動量 ⑭飲酒回数 ⑮飲酒量 ⑯飲酒習慣の変化
- ⑰眠気覚ましの方法 ⑱身長 ⑲体重

B) C) ピッツバーグ睡眠調査票日本語版¹⁾

D) 日本語版 GHQ (The General Health Questionnaire) 12項目版 (以下 GHQ)²⁾

E) 日中の眠気、眠気によるミス・事故、いびき、睡眠環境など (8項目)

F) 疲労蓄積の状態、労働の状況など (20項目)

調査結果は、SPSS 12.0J for Windows を用いて統計学的に解析した。

III. 結果と考察

対象者2,054名のうち1,405名が回答し、回収率は全体で68.4%であった。この中で、全問無回答であった20名と、女性8名の合計28名を分析対象から除外し、残った1,377名のデータを分析対象とした。したがって性別はすべて男性である。平均年齢は42.6±9.3歳。年代構成は20歳代以下130名(9.5%)、30歳代438名(31.8%)、

40歳代458名 (33.3%)、50歳代以上340名 (23.0%)、不明11名 (0.8%) であった。精神健康度を示す GHQ 総得点の全回答者の平均は、 1.2 ± 2.1 点であり、年代別の平均は、20歳代以下 1.4 ± 2.2 点、30歳代 1.4 ± 2.3 点、40歳代 1.3 ± 2.2 点、50歳代 0.8 ± 1.7 点、60歳代以上 0.6 ± 0.9 点であった (0-1法、12点満点。GHQ は得点が高いほど精神健康度が低い)。

睡眠障害と運転中の眠気：週に1回以上入眠障害を自覚すると回答したのは全体の14.3%、同じく中途覚醒あるいは早朝覚醒を自覚すると回答したのは22.8%であった。入眠障害か中途覚醒あるいは早朝覚醒を自覚すると回答したのは25.9%であった。週3回以上入眠障害、中途覚醒、早朝覚醒のいずれかを自覚する回答者 (全体の7.0%) を「睡眠障害群」として、それ以外の「健常睡眠群」と比較したところ、前者の GHQ 総得点 (2.7 ± 3.2 点) は後者 (1.0 ± 1.9 点) と比較して有意に高かった。「運転中、眠気を感じることはありませんか。」という設問に対しては、「まったくなかった」5.7%、「少しだけあった」36.5%、「多少あった」35.4%、「かなりあった」15.0%、「非常にあった」6.0%であり、「かなりあった」と「非常にあった」を合計すると全体の21.0%にのぼった。

超過勤務：長距離輸送による拘束時間は、休憩を介したとしても一般業務のそれより長い傾向があり、1日の勤務時間が9時間以上という回答が全体の約9割にのぼった。1ヶ月の時間外労働を「多い」「非常に多い」と自覚している回答者は、半数を超えていた。1ヶ月の超過勤務時間が45時間未満と回答した群 (454名、33.0%) を「軽度超過勤務群」、45時間以上80時間未満 (383名、27.8%) と回答した群を「中等度超過勤務群」、80時間以上 (421名、30.6%) と回答した群を「高度超過勤務群」とし、3群間における GHQ 総得点を比較した結果、「軽度超過勤務群」(0.9 ± 1.9 点) と「中等度超過勤務群」(1.2 ± 2.1 点) の間 ($p < .05$)、「中等度超過勤務群」と「高度超過勤務群」(1.6 ± 2.5 点) の間、「軽度超過勤務群」と「高度超過勤務群」の間でそれぞれ有意な差がみられた。

同じく超過勤務3群における睡眠障害度 (入眠障害に関する項目と早朝・中途覚醒に関する項目を0から6点で評価) を比較した結果、「軽度超過勤務群」と「中等度超過勤務群」、「軽度超過勤務群」と「高度超過勤務群」との間で有意差がみられた。超過勤務3群と運転中の眠気との関係についても有意差がみられ、過重労働が睡眠障害の増悪因子の一つであることが強く示唆された。なお、F項目の「労働者の疲労蓄積度自己診断チェックリスト」では、回答者の約15%が「非常に高い」と判定された。

勤務形態：夜間中心の勤務者は回答者の約3割を占め、深夜勤務の負担を「大きい」「非常に大きい」とする回答者は約6割であったが、勤務時間帯と GHQ 総得点との間に有意の相関は認められなかった。一方、勤務時間については「かなり不規則」「非常に不規則」とする回答者 (不規則群) が全体の約3割であり、不規則群の精神健康度は規則群のそれより有意に低かった。このように、業務の時間帯よりも業務の不規則性の方が過重労働要因として重要であることが示唆された。

睡眠時無呼吸症候群関連項目：質問紙による粗いスクリーニングではあるが、「いびきが非常に大きく、息がつまったように途切れると言われている」を選んだ者は9.4%であった。肥満、睡眠時無呼吸、睡眠障害のすべてを認める者をハイリスク者として抽出したところ、今回の調査では約1%が該当した。彼らの大半が夜間不規則勤務者であり、休日が少なく精神健康度は低かった。以上の結果より、過重労働対策と生活習慣改善が長距離陸路運行業務者の交通災害防止に有益であると考えられた。

参考文献

- 1) 土井由利子, 箕輪真澄, 内山真, 他. ピッツバーグ睡眠質問票日本語版の作成. 精神科治療学13: 755-763, 1998.
- 2) 中川泰彬, 大坊郁夫. 日本版 GHQ 精神健康調査票手引き (改訂版). 日本文化科学社, 東京, 1996.

職場のメンタルヘルス

人間関係・コミュニケーションについて その3



カウンセリング担当相談員

今松明子

いままつ・あきこ

コミュニケーションの語源は、ラテン語のコミュニカレ (communicare) だと言われています。これは共有するという意味だそうです。つまり、人間と人間の間で言葉や事柄、思考、行動、感情等を共有することがコミュニケーションなのです。それらを正確に共有することができるかが、とても重要なことだということがいえます。言っただけのことが伝わっていなかったり、言ってもいないことが伝わったりで、うまく共有できなかったことで誤解が生まれ、人間関係にヒビが入ったという経験をお持ちの方もいるでしょう。

人間と人間の間でやりとりされる言葉や感情等を“メッセージ”と言い換えると、このメッセージは言語だけでなく、非言語でも伝わります。そして、特に感情や意思は非言語で伝わることを私たちは体験的に知っています。同じ「はい」という返事の仕方——「はい」と短かったり、「はぁーい」長く伸ばしたり、力強かったり、弱弱しかったり、にこにこ表情だったり、怒っている表情だったり——だけで言葉の裏にある感情や意思が伝わりますね。つまり、人間はメッセージを相手に正確に伝えるためにいろいろなプラスアルファしている訳です。意識しないで自然に行なわれる時も多く、相手も特に意識しないでそれを感じるのは、表情や身振り手振りなどから、まさに非言語コミュニケーション nonverbal communication と言うわけです。

この「意識せずに出る動作」は音声のことばの代わりにすることから、神山は「身体ことば」と呼んでいます。もちろん、一つの状況設定がなされていることが前提条件ですが、首を縦に振ることと、首を横に

振ることでは当然全く違う身体ことばになることは明白ですね。身振り、手振りはことばだけでは満足のいく理解は得られない、誤解の恐れがあると判断した場合に、身体ことばで不足した部分を補っているといえるかもしれません。

対人関係において身体ことばを意識してみればいままで見えなかったものが見えてくるかもしれませんね。

第三回目の今回は非言語コミュニケーションのひとつであり、身体ことばの一つである「アイ・コンタクト」です。

【目は口ほどにものをいう?】

人と話をするとき、私たちはよく目を合わせる。心理学者のアーガイルらは、二人の人が会話をしているときのアイ・コンタクトについて詳しく研究している。会話している二人が相手をみる時間は通常、会話全体の約30~60%。このうち、10~30%は二人の目が合い、アイ・コンタクトがなされているという。ただ、中には全然相手をみない人や会話中ずっと相手をみている人もいたという。そんな人に出会ったところのある方もいるだろう。その時にどんな感じを持ったか思い出してみよう。きっと話しにくさや違和感を持ったのではないだろうか。会話中、聞き手が時計に視線を向けただけで私たちは熱心に聞いてもらえていな!と感じるくらい視線は非言語コミュニケーションの代表格といえるだろう。

研究結果に話を戻すと——会話中に相手をみたときの一回の持続時間は1~7秒。普通、何かをチラッとみるは0.3秒ぐらいだというから、会話中に相手をかなり長い時間みているといえる。二人の視線が

合ったときのアイ・コンタクトの時間は平均1秒ぐらい。異常に長かったり短かったりすると、何か特別の心理的要因が作用している可能性が考えられよう。会話の進行と相手を凝視することの間には、明確な関係があり、①人は自分が話しているときよりも、相手の話を聞いているときの方が相手を何回もみており、②相手をみているトータルの時間も聞いているときの方が長く、③自分が話しているときは、話の区切りや話が終わったとき相手をみる事が多く、④話していることに対する相手の反応を確かめるように、相手の目をみており、⑤聞いている人がそれに呼応して、“イエス”の反応をするときは、話し手の凝視よりさらに長い時間相手をみているとのことだ。

なるほど確かにそうかもしれないと納得出来る方もいるだろう。知らない人同士の会話におけるアイ・コンタクト頻度の調査結果はもっと納得できる。①知らない人同士であると、男性でも、女性でも異性間ではアイ・コンタクトは比較的回避され、②親しさが増すと、その親しさに応じてアイ・コンタクトを増していく。③互いにアイ・コンタクトを増加したり回避したりすることにより、正確に親しさの程度および親しくない程度を確認したり、相手に伝えている。

無意識に行っているアイ・コンタクト、人間関係において大きな意味をもっていることがわかる。対人凝視時間はなんらかの明確な感情の表現をしている時間ともいえそうだ。どんな感情の時に長く相手を見ているか、あるいは極端に短いか、自分のアイ・コンタクトちょっと意識してみると無意識に行っているからこそ意外な気づきがあるかもしれない。

アイ・コンタクト同様、無意識に行っている「うなずき」という行為

は、話を促進する効果があることはご承知のとおりだが、「うなずき」ながら、話し手の話を妨げることなく、積極的に聞くということは話し手を承認するということになる。R.G. マタラッツォ Matarazzo は話し手を承認するだけでなく、うなずく相手に対して好意的に評価する傾向があること、そして相手だけでなく、うなずいた本人自身が相手を好意的に評価しているとしている。そこで、話し手と聞き手の間のアイ・コンタクトの回数とうなずき回数には正の相関があり、多ければ多いほど親しさや好意的な気持の表れといえそうである。

もう一つ好意的な気持の表れに同調ダンスがある。正式には対人シンクロニーというが、対人関係において話し手と聞き手の関係が良好であれば、お互いの仕草が似てくる現象をいう。例えばコーヒーを飲みながら談笑しているとき、一方がコーヒーカップを手にとると相手もコーヒーカップを手にとるというように、あるいは、一方が髪に手をやると、相手も髪に手をやるようなものである。なにげなく行う行為、ちょっと意識して振り返ってみたいところである。

蛇足ながら、人間は自分の姿を鏡に映すことによって自分を知ること

ができるのと同じように、他者を鏡として、他者を通じて自己を知るのだとはチャールズ・ホートン・クーリー C.H.Cooley の説である。これを「鏡に映った自己」とか「鏡面自我」とか (looking glass self) という。自分に対する他者の評価やその評価に対する自己感情は、あたかも他人の目が鏡になって自分が映し出されているということである。相手の反応、表情や行動等で自分自身を知ることができるということは、まさにこれも非言語と考えることができるのではないだろうか。

非言語コミュニケーション nonverbal communication はツールとして自己の提示や相手の感情の状態の理解機能があり、言語コミュニケーションの支えたり、時には代わりをしてわけである。

人間関係における非言語コミュニケーション nonverbal communication の重要さを再認識してみよう。

【引用文献】

ハーバード・ブルーマー

後藤将之 訳

「シンボリック相互作用論」

頸草書房 1991

神山 雄一郎 (講演から引用)



労働安全衛生法における 労働衛生管理体制



労働衛生関係法令担当相談員
（財）岩手県予防医学協会 課長補佐

関向和明

せきむかい・かずあき

7. 作業主任者（化学物質関係）

特定化学物質等を製造し又は取り扱う作業その他の労働災害を防止するための管理を必要とする作業について、当該作業に従事する労働者の指揮、設備の点検その他の事項を行わせるため、事業者は作業主任者を選任しなければなりません。

化学物質等を取扱う作業や酸素欠乏危険作業など表6の作業については、都道府県労働局長に登録した機

関で技能講習を修了した者の中から選任することが必要です。

作業主任者は、有害化学物質を含む空気や酸素欠乏空気を吸入しないように作業方法を決定し、労働者を指揮する、局所排気装置等を点検する、保護具の使用状況を監視するなどの職務を行い、健康障害を防止するための事項について労働者を直接指揮する立場にあります。したがっ

表6 作業主任者の選任が必要な作業及び資格（化学物質関係）

業 務	資 格
特定化学物質等を製造し、又は取扱う作業（試験研究のため取扱う作業を除く）	特定化学物質等作業主任者技能講習修了
鉛の製錬又は精錬を行う工程におけるばい焼、焼結などの取り扱い業務等10業務	鉛作業主任者技能講習修了
四アルキル鉛を製造する業務等7業務	四アルキル鉛作業主任者技能講習修了
酸素欠乏危険場所における作業12業務	第1種酸素欠乏危険作業：酸素欠乏危険作業主任者技能講習修了 第2種酸素欠乏危険作業：酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習修了
有機溶剤を製造し、又は取扱う業務（塗装、洗浄など試験研究を除く11業務）	有機溶剤作業主任者技能講習修了

て、選任にあたっては直接指揮できることが条件となり、交替制作業では各直ごとに選任することが必要です。また、作業主任者の職務や責任を明確にするために、氏名や職務等を本人はもとより職場全体に周知します。

8. 衛生委員会

事業者はすべての業種で常時50人以上の労働者を使用する事業場に衛生委員会（又は安全衛生委員会）を設置する義務があります。衛生委員会は労働者の健康障害防止対策等について、事業者に意見を述べさせるための調査審議機関であり、表7及び表8の事項について審議します。

委員会は毎月1回以上開催し、議事録を作成して3年間保存しなければなりません。委員の構成は、総括安全衛生管理者以外の委員は衛生管理者及び産業医は事業者が指名した者のほか、その事業場の労働者で衛

生に関する知識を有する者の中から事業者が指名した者になっています。当該事業場の労働者で作業環境測定を実施している作業環境測定士も委員として指名することができます。また、議長以外の委員については、委員の半数を労働組合が推薦した者、労働組合がない場合には労働者の過半数を代表する者の推薦した者で構成することになっています。安全委員会及び衛生委員会の設置義務がある事業場は、両方の職務を合わせ持つ安全衛生委員会を設置することもできます。

9. 国の援助

産業医の選任義務のない事業場でも、労働者の健康の確保が図られなければなりません。このような事業場は実効を期しがたいことから、国は具体的な援助として、地域産業保健センターを設置してこの事業を通して労働者の健康管理等に関する相談、情報提供を行っていますので、

積極的に活用したいものです。

労働衛生管理における安全衛生管理体制の確立は、作業環境管理、作業管理、健康管理の3管理を進めるために労働衛生教育とともに重要な柱です。

事業場の業種、規模によって異なりますが、総括安全衛生管理者、衛生管理者、産業医、作業主任者等を選任し、労働者の健康を確保するための管理及び労働衛生教育の中心スタッフを選任する必要があります。また、事業者が講ずべき労働衛生対策の推進について、事業者が必要な意見を聴取するためと、対策を推進するための協力を得る目的で衛生委員会を設置し運営します。

このように労働安全衛生管理体制を確立し、事業場の責任体制を明確にして事業場の自主的な安全衛生活動を推進していくことを期待します。

表7 衛生委員会の調査審議事項

	事 項
1	労働者の健康障害を防止するための基本となるべき対策に関すること
2	労働者の健康の保持増進を図るための基本となるべき対策に関すること
3	労働災害の原因及び再発防止対策で、衛生に係るものに関すること
4	上記のほか労働者の健康障害の防止及び健康の保持増進に関する事項

表8 衛生委員会の付議事項

	事 項
1	衛生に関する規定の作成に関すること
2	衛生教育の実施計画の作成に関すること
3	化学物質の有害性調査並びにその結果に対する対策の樹立に関すること
4	作業環境測定の結果及びその結果の評価に基づく対策の樹立に関すること
5	定期に行われる健康診断等及び医師の診断、診察又は処置の結果並びにその結果に対する対策に樹立に関すること
6	労働者の健康保持増進を図るため必要な措置の実施計画の作成に関すること
7	新規に採用する機械又は原材料に係る健康障害の防止に関すること
8	厚生労働大臣、都道府県労働局長、労働基準監督署長等から命令、指示、勧告、又は指導を受けた事項のうち、労働者の健康障害の防止に関すること

「過重労働・メンタルヘルス対策及び健康情報保護に関する研修会」のご案内

主 催 岩手県医師会・(財)産業医学振興財団
対 象 産業医等の医師
定 員 200名程度
参 加 費 無料 なお、この研修会は日本医師会認定産業医制度における指定研修会として申請中です（基礎研修（後期研修5.5単位）・生涯研修（更新研修5.5単位））。

開催日・会場 岩手県会場 平成17年11月12日(土) 岩手県医師会館 4階ホール

講習時間・内容

13:30～13:40	開講挨拶	16:20～16:30	休 憩
13:40～15:10	過重労働対策の進め方	16:30～18:30	メンタルヘルス対策の進め方
15:10～15:20	休 憩	18:30～18:40	休 憩
15:20～16:20	医師による面接指導の手法	18:40～19:40	個人情報保護法に基づく健康情報の保護

申込方法

◎FAX（下記の申込書に必要事項を記入）又はインターネット（<http://www.zsisz.or.jp>）でお申し込み下さい。

◎受講予定者には、各会場とも開催日の約7日前までに別途「受講票」をお送りしますので、連絡先の住所、氏名（ふりがな）は正確にご記入下さい。

申込期限

◎各会場ごとに定員まで先着順に申込受理いたします。なお定員に達しない場合でも各会場開催7日前を申込期限といたします。

その他

◎駐車場は、ご用意出来ませんのでご注意ください。

お申込み・お問合せ先

財団法人 産業医学振興財団
 企画課・事業課
 〒107-0052 東京都港区赤坂2-5-1
 東邦ビル3階
 TEL 03-3584-5421
 FAX 03-3584-5426

「過重労働・メンタルヘルス対策及び健康情報保護に関する研修会」カリキュラム

岩手県会場 【日 時】平成17年11月12日(土)
 【場 所】岩手県医師会館 4階ホール

時 間	科 目 ・ 講 師
13:00～13:30	受 付
13:30～13:40	開講挨拶
13:40～15:10	過重労働対策の進め方（質問時間を含む） 関東自動車工業株式会社岩手健康管理センター 所長 中屋 重直
15:10～15:20	休 憩
15:20～16:20	医師による面接指導の手法（質問時間を含む） 関東自動車工業株式会社岩手健康管理センター 所長 中屋 重直
16:20～16:30	休 憩
16:30～18:30	メンタルヘルス対策の進め方（質問時間を含む） 岩手医科大学医学部神経精神科学講座 助教授 鈴木 満
18:30～18:40	休 憩
18:40～19:40	個人情報保護法に基づく健康情報の保護 岩手労働局労働基準部安全衛生課 課長 川越 俊治

過重労働・メンタルヘルス対策及び健康情報保護に関する研修会申込書

受講者氏名	ふりがな	会場	岩手県会場		
		性別	男・女	年齢	
連絡先	〒	-			
	TEL	-	-	FAX	-
認定産業医 手帳発行元 都道府県 医師会名	医師会	認定産業医 資格の有無	1 有り	2 無し	

「精神科医等のための産業保健研修会」のご案内

主	催	(社)岩手県医師会・(社)日本精神科病院協会・(社)日本精神神経科診療所協会 (財)産業医学振興財団
対	象	精神科、精神神経科及び心療内科の医師
定	員	30名程度
参	加 費	無料 なお、この研修会は日本医師会認定産業医制度における指定研修会として申請中 です(基礎研修(後期研修3単位)・生涯研修(専門研修3単位))。
開催日・会場		岩手県会場 平成17年11月12日(土) 岩手県医師会館 3階視聴覚室
講習時間・内容		
	14:00～14:10	開講挨拶
	14:10～15:40	産業保健概論
	15:40～15:50	休憩
	15:50～17:20	過重労働・メンタルヘルス対策等

申込方法

◎FAX(下記の申込書に必要事項を記入)又はインターネット(<http://www.zsisz.or.jp>)でお申し込み下さい。

◎受講予定者には、各会場とも開催日の約7日前までに別途「受講票」をお送りしますので、連絡先の住所、氏名(ふりがな)は正確にご記入下さい。

申込期限

◎各会場ごとに定員まで先着順に申込受理いたします。なお定員に達しない場合でも各会場開催7日前を申込期限といたします。

その他

◎駐車場は、ご用意出来ませんのでご注意下さい。

お申込み・お問合せ先

財団法人 産業医学振興財団
企画課・事業課
〒107-0052 東京都港区赤坂2-5-1
東邦ビル3階
TEL 03-3584-5421
FAX 03-3584-5426

「精神科医等のための産業保健研修会」カリキュラム

岩手県会場 【日 時】平成17年11月12日(土)
【場 所】岩手県医師会館 3階視聴覚室

時 間	科 目 ・ 講 師
13:45～14:00	受 付
14:00～14:10	開講挨拶
14:10～15:40	産業保健概論 (質問時間を含む) 財団法人岩手県予防医学協会 医療技術部環境調査課 課長補佐 関向 和明
15:40～15:50	休 憩
15:50～17:20	過重労働・メンタルヘルス対策等 (質問時間を含む) 岩手東芝エレクトロニクス(株) 主務産業医 茂木 隆



精神科医等のための産業保健研修会申込書

受講者氏名	ふりがな	会場	岩手県会場		
		性別	男・女	年齢	
連絡先	〒	-			
	TEL	-	-	FAX	-
認定産業医 手帳発行元 都道府県 医師会名	医師会	認定産業医 資格の有無	1 有り 2 無し		

地域産業保健センターを活用しましょう

- ※ 医師・保健師・看護師が相談・保健指導をいたします。
- ※ ご希望により事業場に直接お伺いして健康相談・健康指導等もいたします。
- ※ 健康診断結果の有所見者については、医師の意見を聴取することが法令で定められています。医師の意見をお聞きするためにも積極的にご活用下さい。

盛岡 地域産業保健センター

盛岡市愛宕町18-6
(盛岡市医師会内 TEL: 019-654-2164 FAX: 019-624-1350)

宮古 地域産業保健センター

宮古市西町1-6-2
(宮古医師会内 TEL: 0193-62-5880 FAX: 0193-62-1109)

釜石・遠野 地域産業保健センター

釜石市中妻町3-6-10
(釜石医師会内 TEL: 0193-23-5880 FAX: 0193-21-1215)

花巻 地域産業保健センター

花巻市花城町10-27 花巻商工会会議所内
(花巻市医師会内 TEL: 0198-22-3881 FAX: 0198-22-3802)

一関 地域産業保健センター

一関市大手町3-40 岩手日報ビル5階
(一関市医師会内 TEL: 0191-23-5110 FAX: 0191-23-9955)

気仙 地域産業保健センター

大船渡盛町字内ノ目6-1
(気仙医師会内 TEL: 0192-27-6700 FAX: 0192-27-6701)

二戸・久慈 地域産業保健センター

二戸市福岡字八幡下11-1 二戸総合福祉センター内
(二戸医師会内 TEL: 0195-23-4466 FAX: 0195-23-4466)

- 相談日が決められていますので、各地域産業保健センターにお問合せ下さい。
- 盛岡及び一関地域産業保健センターについては、メンタルヘルスの相談も受けています(予約した上での面談相談に限ります)。

独立行政法人労働者健康福祉機構 岩手産業保健推進センター

〒020-0045
盛岡市盛岡駅西通二丁目9番1号マリオス12階
tel.019-621-5366 fax.019-621-5367
ホームページアドレス <http://www.sanpo03.jp/>
メールアドレス iwate@sanpo03.jp

ご利用いただける日時

休日を除く毎日午前9時～午後5時
休日/毎土・日曜日及び祝祭日・年末年始

